

平成30年8月24日 策定
令和 3年8月25日 改定
令和 6年8月26日 改定

越谷市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

越谷市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられた。

越谷市においては、遊休農地の発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、農地中間管理機構を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

こうした状況の中、地域の強みを活かしながら農地保全及び活力ある農業を維持するため、法第7条第1項に基づき、越谷市農業委員会の「農地等の利用の最適化に関する指針」として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに、検証・見直しを行う。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現状 （令和6年3月）	1,244ha	25.4ha	2.04%
3年後の目標 （令和9年3月）	1,214ha	24.3ha	2.0%
目標 （令和16年3月）	1,150ha	23ha	2.0%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ①農業委員と推進委員が連携し、利用状況調査と利用意向調査を実施し、農家の意向を把握する。
- ②農地パトロールは毎月実施し、遊休農地等の早期発見に努める。
- ③利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農地台帳に反映する。
- ④利用意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構と連携し、農地中間管理事業の活用を促進する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりにする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和6年3月)	1,244ha	114.94ha	9.24%
3年後の目標 (令和9年3月)	1,214ha	168.98ha	13.92%
目標 (令和16年3月)	1,150ha	644ha	56.0%

(2) 担い手への農地利用集積・集約に向けた具体的な推進方法

①地域計画の作成・見直しについて

農業委員会は越谷市と連携し、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、越谷市、農地中間管理機構、JA越谷市等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、地域計画の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④所有者等を確知することができない農地の取扱い

所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規就農・新規参入の促進について

(1) 新規就農・新規参入の促進目標

	新規就農者数（個人）	新規参入者数（法人）
現状 （令和6年3月）	1人	0法人
3年後の目標 （令和9年3月）	1人	1法人
目標 （令和16年3月）	3人	3法人

(2) 新規就農・新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

埼玉県、越谷市、JA越谷市等関係機関と連携し、農業を始めようとする新規就農者等へ積極的な支援を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

越谷市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、越谷市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力